

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第40号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

- 1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）久世築山町ものづくり拠点地区地区計画が決定され、この地区計画の区域内の地区整備計画が定められたことに伴い、当該区域内における建築物の用途及び構造に関する制限並びに建築物等の形態意匠の制限を定めることとしました。
- 2 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）佛教大学広沢地区地区計画が変更され、この地区計画の区域の地区整備計画が変更されたことに伴い、地区の名称並びに当該区域内における建築物の用途及び壁面の位置の制限を改めることとしました。
- 3 その他規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第40号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条各号列記以外の部分中「第4号」を「第5号」に、「第5号」を「第6号」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画) 久世築山町ものづくり拠点地区地区計画

別表第1久世高田・向日寺戸E地区の項の次に次の1項を加える。

久世築山町ものづくり拠点A地区	京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)久世築山町ものづくり拠点地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてA地区として区分された区域
-----------------	--

別表第1佛教大学広沢付附属幼稚園地区の項中「佛教大学広沢付附属幼稚園地区」を「佛教大学広沢附属こども園地区」に、「おいて附属幼稚園地区」を「おいて附属こども園地区」に改める。

別表第2久世高田・向日寺戸E地区の項の次に次の1項を加える。

久世築山町ものづくり拠点A地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 店舗、飲食店その他これらに類するもので令第130条の5の3に定める用途に供する部分の床面
-----------------	-----------	--

		<p>積の合計が200平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ若しくは令第130条の7の3に定めるもの</p> <p>(7) キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>(8) ボーリング場、スケート場、水泳場又は令第130条の6の2に定める運動施設</p> <p>(9) ホテル又は旅館</p> <p>(10) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p> <p>(11) 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、商業地域内に建築することが禁止されているもの</p> <p>(12) 展示場の用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>(13) 遊技場又は場外勝舟投票券発売所</p>
	<p>壁面の位置の制限</p>	<p>(1) 市道吉祥院久世線若しくは市道久世29号線の境界線又は西側の計画地区の境界線（以下「地区境界線」という。）までの距離の最低限度 2メートル</p> <p>(2) 北側の地区境界線までの距離の最低限度 地盤面からの高さが10メートル以下の建築物の部分にあつては5メートル、地盤面からの高さが10メートルを超える建築物の部分にあつては15メー</p>

		トル
	建築物の高さ の最高限度	31メートル

別表第2太秦安井山ノ内B地区の項中「計画地区の境界線（以下「」及び「」という。）」を削り、同表佛教大学広沢大学地区の項中「(3) 前2号の建築物に付属するもの」を「

- (3) 保育所  
(4) 前3号の建築物に付属するもの
- に、「府道宇多野嵐山檜原線」を「府道宇多野

嵐山山田線」に改め、同表佛教大学広沢付属幼稚園地区の項中「佛教大学広沢付属幼稚園地区」を「佛教大学広沢付属こども園地区」に、「(3) 前2号の建築物に付属するもの」を「

- (3) 保育所  
(4) 前3号の建築物に付属するもの
- に改め、同表備考18を次のように改める。

18 16にかかわらず、建築物の高さの算定における塔屋等（その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合に限る。）の高さは、膏薬辻子B地区の項（建築物の高さの最高限度に関する部分のうち第1号に掲げる区域（以下「高さ15メートル区域」という。）の部分に限る。）、太秦安井山ノ内A地区の項（建築物の高さの最高限度に関する部分のうち第2号に掲げる区域（以下「高さ20メートル区域」という。）の部分に限る。）及び淀娯楽・レクリエーションA地区の項（建築物の高さの最高限度に関する部分のうち第2号から第4号までに掲げる区域の部分に限る。）においては3メートル、西ノ京桑原町地区の項、京都橘大学地区の項、膏薬辻子B地区の項（高さ15メートル区域の部分を除く。）、膏薬辻子C地区の項、久世築山町ものづくり拠点A地区の項、太秦安井山ノ内A地区の項（高さ20メートル区域の部分を除く。）及び淀娯楽・レクリエーションA地区の項（建築物の高さの最高限度に関する部分のうち第1号に掲げる区域の部分に限る。）においては4メートル、京都大学桂キャンパス地区B-3地区の項においては5メートル、京都市高度医療・保健衛生福祉A地区の項、京都市高度医療・保健衛生福祉B

地区の項、桂イノベーションパークD地区の項及び京都大学桂キャンパスA-2地区の項から京都大学桂キャンパスB-2地区の項までにおいては8メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

別表第2備考19中「かかわらず、」の右に「久世築山町ものづくり拠点A地区の項及び」を、「ついでには、」の右に「建築設備（太秦安井山ノ内A地区において設けるものを除く。）及び」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)